

新旧対照表

箱根町町税条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 19 条の 3 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

（区分所有に係る家屋の補正の方法の申出）

第 22 条 施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに当該補正の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

2（略）

（法第 352 条の 2 第 5 項から第 7 項までの規定による固定資産税額の按分の申出）

第 22 条の 2 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに按分の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 26 条の 2 において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等（第 26 条の 2 において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日（以下この項及び第 26 条の 2 において

旧（改正前）

（区分所有に係る家屋の補正の方法の申出）

第 22 条 施行規則第 15 条の 3 第 2 項の規定による補正の方法の申出は、区分所有者の代表者が毎年 1 月 31 日までに当該補正の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

2（略）

（法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のあん分の申出）

第 22 条の 2 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までにあん分の方法を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下本項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 26 条の 2 において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等（第 26 条の 2 において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日（以下この項及び第 26 条の 2 におい

新（改正後）

「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第26条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第26条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第26条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。の初日の属する年の1月31日までに町長が認める事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第26条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地

旧（改正前）

て「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第26条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに町長が必要と認める事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第26条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日

新（改正後）

復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。）の初日の属する年の1月31日までに町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

（耐震基準適合住宅__に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6)（略）

（特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

旧（改正前）

までに町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- 2 法第 349 条の 3 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分）の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

（耐震基準適合住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 8 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

新（改正後）

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)（略）

（固定資産税の課税標準の特例）

11（略）

12（略）

13（略）

14（略）

15 法附則第15条第32項第1号に規定する設備について同号に規定する条

9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(固定資産税の課税標準の特例)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 法附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する条例

新（改正後）

例で定める割合は、6分の5とする。

16 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、6分の5とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

19 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21（略）

（平成28年度から平成30年度までの固定資産税の税率の特例）

22（略）

23（略）

24（略）

（軽自動車税の税率の特例）

25 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以
下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した
月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第29条の規定の適用につ
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（平成29年度分の軽自動車税の税率の特例）

旧（改正前）

で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

20（略）

（平成28年度から平成30年度までの固定資産税の税率の特例）

21（略）

22（略）

23（略）

（軽自動車税の税率の特例）

24 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定
を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自
動車税に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲
げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

（平成29年度分の軽自動車税の税率の特例）

新（改正後）

26 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

旧（改正前）

25 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下次号において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前号の規定の適用を受けるものを除く。）

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

新（改正後）

27 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項、附則第 30 項及び附則第 31 項において同じ。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

28 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（平成 30 年度分及び平成 31 年度分の軽自動車税の税率の特例）

29 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31

旧（改正前）

新（改正後）

年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 26 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

30 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 27 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

31 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、附則第 28 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧（改正前）

